

平成27年3月16日

那珂川水系八反田川の維持管理に関する確認書の締結について

近年、頻発する集中豪雨、大型台風の襲来等により、各所で被害が発生しており、また、河川法及び水防法の改正により「水防活動及び河川管理をより適正なものとし、その連携を強化する」と謳われています。

これらを受け、栃木県と茨城県の境界が複雑に入り組んでいる八反田川において、災害時の迅速な対応や日常の維持管理を円滑に行えるよう管理区分を明確にする必要がありました。

このため、栃木県真岡土木事務所と茨城県常陸大宮土木事務所とで協議を重ね、この度「那珂川水系八反田川の維持管理に関する確認書」を下記により締結いたしました。

今回の確認書の締結により、管理区間が文書及び図面にて明文化され、維持管理や災害対応が適切に行えると共に、相互の連絡調整が速やかに行えることとなります。

記

1. 内容

締結日：平成27年3月12日（木）

場 所：栃木県真岡土木事務所で確認書を締結

対象河川：一級河川 八反田川 約3km

対象箇所：栃木県芳賀郡茂木町、茨城県常陸大宮市

締結者：栃木県真岡土木事務所長と茨城県常陸大宮土木事務所長

締結内容：両県が、各々の行政区域内の土地の所在に従って維持管理を行う。

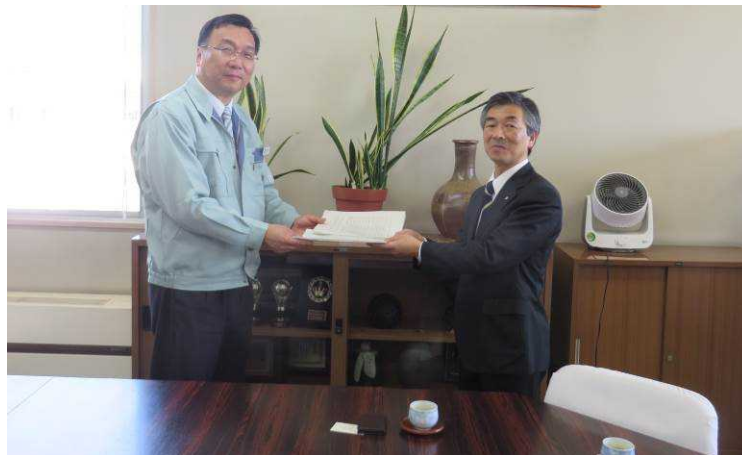
2. 出席者

栃木県真岡土木事務所 岡田 孝一所長 ほか

茨城県常陸大宮土木事務所 富永 幸一所長 ほか

締結の様様

左から、岡田所長、富永所長



3. 位置図

